

千葉県食品衛生検査G L P業務管理会議運営要領

1 目的

この運営要領は、「千葉県食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」の2の(4)の規定に基づき、食品衛生検査の信頼性確保の向上を図るため、食品衛生検査の現状の確認と今後の課題を検討することを目的として、G L P業務管理会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の審議事項

会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 検査部門における管理運営状況に関する事。
- (2) 内部点検結果等に関する事。
- (3) 他の行政機関等からの苦情に関する事。
- (4) 検査区分責任者及び検査等を行う職員の研修に関する事。
- (5) 今後、変更または改善が必要な事項に関する事。
- (6) その他必要と認められる事。

3 組織

会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 検査施設を管理する者・信頼性確保部門責任者(医療衛生部長)
- (2) 検査部門責任者(保健所長、環境保健研究所長)
- (3) 検査区分責任者(食品安全課長、市場・食鳥検査室担当課長、健康科学課長)
- (4) 検査施設を管理する者が指定した者・信頼性確保部門責任者が指定した者(以下「信頼性確保部門責任者が指定した者等」という。)(生活衛生課G L P担当)

4 会議

- (1) 会議は、原則として年度末に1回開催する。但し、他の行政機関その他の関係者等からの苦情等により、G L P上重大な問題が発生した場合には、随時開催するものとする。
- (2) 検査施設を管理する者が、会議を招集し議長となり、検査部門責任者、検査区分責任者及び信頼性確保部門責任者が指定した者等からの報告に基づいて、会議を行う。

5 会議出席者からの報告

- (1) 検査部門責任者は、様式1を用いて、検査施設を管理する者に報告する。
- (2) 検査区分責任者は、様式2を用いて、検査施設を管理する者に報告する。
- (3) 信頼性確保部門責任者が指定した者は、様式3を用いて、検査施設を管理す

る者に報告する。

6 GLP業務管理会議の事務

GLP業務管理会議に関する事務は、生活衛生課において行う。

7 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、医療衛生部長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要領は、平成18年3月10日から施行する。

この要領は、平成21年3月31日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1) GLP業務管理に関する報告書(検査部門責任者用)

年 度		報 告 者	
検 査 部 門	保健所・環境保健研究所		
	報告事項(現状等についてご記入ください)		
統 括	食品衛生検査に係る検査部門の現状等について		
	検査区分責任者・職員の研修について		
苦 情	他の行政機関又はその他の関係者等からの苦情とその是正措置について		
必 要 な 変 更 事 項 等	今後、食品衛生検査で変更又は改善が必要な事項		
変 更 等 の 実 施 状 況	変更又は改善が必要な事項に対する、今年度における実施状況		
そ の 他			

(様式2) GLP業務管理に関する報告書(検査区分責任者用)

年 度		報 告 者	
検 査 部 門	保健所・環境保健研究所		
検 査 区 分	微生物検査・理化学検査		
	報告事項(現状等についてご記入ください)		
検 査	試験品の採取・取扱い・保存について		
	標準作業書(検査の手順書)の作成・改定・運用・保存について		
	その他検査に関すること		
管 理 ・ 保 存	検査室・検査機器・機械器具等の管理について		
	検査試薬・培地・有害物質・危険物・動物等の管理について		
	試験品・検査結果・通知書(電磁記録も含む)の保存・管理等について		
内 部 点 検 等	内部点検等の指摘事項とその是正措置について		
	内部精度管理と外部精度管理調査の結果とその是正措置について		
更 事 項 等	必 要 な 変	今後、食品衛生検査で変更又は改善が必要な事項	
実 施 状 況	変 更 等 の	変更又は改善が必要な事項に対する、今年度における実施状況	
そ の 他			

(様式3) G L P業務管理に関する報告書(信頼性確保部門責任者が指定した者等用)

年 度		報 告 者	
検 査 部 門	信 頼 性 確 保 部 門		
	報告事項(現状等についてご記入ください)		
統 括	信頼性確保部門の現状等について		
内 部 点 検	内部点検結果について		
内 部 精 度 管 理	内部精度管理結果について		
外 部 精 度 管 理	外部精度管理結果について		
苦 情	他の行政機関又はその他の関係者等からの苦情とその是正措置について		
更 事 項 等	必要なら変更又は改善が必要な事項		
変 更 等 の 実 施 状 況	変更又は改善が必要な事項に対する、今年度における実施状況		
そ の 他			